

こんな相談がありました!!

保証契約は慎重に!

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線 173番



**相談事例**  
以前に、弟に頼まれて保証人になった記憶がある。おい(弟の子)が自動車を買うときのローンの保証人だった。弟から、「ローンを組むのに、連帯保証人が2人必要。一人は親の自分になる。万が一のときには自分が払うから、絶対迷惑はかけないので保証人になって欲しい。」と頼まれ、その言葉を信じて署名捺印した。その後、おいがローンを払えなくなり、信販会社から、たびたび督促状が届いたり、来訪請求を受けたりするようになった。家族に迷惑がかかるので、おいが延滞していた2か月分を払った。しかし、保証契約時に、契約書の控えを受け取っていないので、自分が保証した金額も、請求のあった信販会社が、本当においが契約した信販会社なのかも分からない。弟は病気で入院治療中なので、責任を取ってもらうこともできない。信販会社によると、残債は約50万円らしいが、今後も払い続けなければならぬか? (60歳代 女性)

借金時の保証とは、お金を貸した人などに對する返済を、より安全で確実なものにする制度です。保証にはいくつか種類があります。今回は、上の事例に沿って、一般的な借金時の保証に絞って説明します。保証人とは、お金の借主が返済しない場合に、借主に代わって、そのお金を返済することを約束した人のことです。身内や親しい友人などに頼まれ、断りきれずに保証人を引き受けてしまう人が多いようですが、保証人が契約する相手は、借主(身内や友人など)ではなく、貸主であることに注意が必要です。保証人には、「保証人」と「連帯保証人」の2種類があります。この2つは責任の重さが異なります。保証人は、貸主から返済を求められたとき、先に借主本人に請求するよう主張できます。また、自分よりも借主本人の財産を先に差し押さえるよう主張することもできます。一方、連帯保証人には、これらの主張が認められません。連帯保証人は、借主本人とほとんど同等の責任を負います。したがって、貸主は、借主本人と連帯保証人のどちらに請求してもいいのです。事例のように、連帯保証人が2人いる場

合は、借主本人を含め3人のうち誰に返済を求めてもいいのです。一般的に、貸主が保証人を求めるときは、ほとんどの場合が、連帯保証人を指しています。なお、借金を肩代わりした連帯保証人が、借主本人に請求するときは、肩代わりした全額を請求できます。借主に返済能力がなく、もう一人の連帯保証人と責任を負う場合は、半額をもう一人の連帯保証人に請求することができます。また、平成16年の民法改正によって、保証契約は、書面で締結しなければ効力を生じないことになりましたが、書面交付の義務まではありません。契約時には、書面のコピーを取っておくことも必要でしょう。事例のケースでは、請求信販会社から契約書を取り寄せ確認したところ、請求内容に間違いがないと分かり、相談者は一括返済されました。分割返済よりも若干返済額が少なくなるからです。この事例では該当しませんが、状況によっては、借金が消滅時効にかかっている事もあり、一定の手続きをすることで返済を回避できる場合があります。確認せずに支払うことは危険なので、支払う前にご相談ください。また、保証人、連帯保証人も、死亡したときは、その保証債務は原則として相続されます。それぞれの相続人は、法定相続の割合で保証債務を引き継ぐこととなります。保証人を頼まれたときには慎重に検討しましょう。

**オレオレ詐欺・還付金詐欺が多発しています**  
オレオレ詐欺  
会社でのトラブル・交通事故などを解決するための費用名目で、家族などを装い、現金を振り込ませようとする詐欺です。お金を振り込む前に、必ず名前を確認してください。もし、電話で「オレオレ」と言われても、一旦電話を切って、家族に確認をしたり、知人や警察に相談するようにしましょう。  
**還付金詐欺**  
市役所や税務署、社会保険事務局などの公的機関を装って電話をかけ、税金や保険料などの還付をするための手続きとして、金融機関のATMを操作させ、送金させる詐欺です。  
**公的機関が、還付金などの受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。**もし、「携帯電話を持ってATMへ」「指示通りにATMを操作してください」と言われたら、間違いないで還付金詐欺です。ご注意ください。  
**問い合わせ先** 困生活環境課消費生活相談窓口 ☎22-1411番(内線173番)、FAX27-03095番

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
若年者就労相談および若者自立塾入塾説明会	10月10日(金)・同24日(金) 13:00~15:30	ひこね燦ばれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリア・コンサルタントによる、就職相談・適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職を目指す、若者自立塾の説明会も実施します。
行政書士無料相談会 相続手続相談	10月10日(金) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
人権相談	10月15日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	10月15日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
うつ病相談	10月16日(木) 13:30~16:30	彦根保健所	うつ病はすべての人に起こりうる身近な問題です。心に不安を持つ本人および家族の相談に応じ、医療・保健・福祉の側面から個別に援助を行います。(予約制)
アルコール相談	10月23日(木) 14:00~17:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
こころの健康相談	10月24日(金) 13:30~16:30		こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
登記記相談 表示登記	10月17日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、10月8日(水)8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
滋賀弁護士会 法律相談	10月24日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	電話による予約制(受付は、10月15日(水)8:30から先着6人) <b>相談料: 1回(30分) 5,250円(相談日にお支払いください)</b> ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」(福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	法律相談 毎月第3月曜日午後 こころの悩み相談 毎月第4月曜日午後	相談専用ダイヤル ☎21-5757	専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要なのみ予約できます。「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では、臨床心理士が相談に応じます。
子どもと親の悩みの相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	困教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841

秋の行政相談週間

10月20日(月)~同26日(日)

10月20日(月)から同26日(日)は、秋の行政相談週間です。国や、特殊法人などの仕事について、「苦情や要望をどこに言えばいいのか分からない」「苦情を言いたいけど、直接は言いにくい」ということはありませんか。こんなとき、国から委嘱を受けた行政相談委員にご相談ください。「広報ひこね」でお知らせしている相談日のほか、次の連絡先に直接相談することもできます。

**10月の行政相談**  
6日(月) 午後1時~同3時 相談室(市役所1階)  
27日(月) 午後1時~同3時 龜山出張所  
※事前予約は不要です。  
**行政なんでも相談所**  
10月31日(金)  
午後1時~同3時30分  
大学サテライト・プラザ  
彦根(アル・プラザ彦根6階)  
※事前予約は不要です。

**彦根市の行政相談委員**  
瀧川市郎兵衛(さん)(野良田町) 77-3 ☎43-3148番  
郡田きよ子(さん)(平田町) 1 ☎51-39 ☎23-1152番  
加藤甚三(さん)(中敷二丁目6-19) ☎22-33094番

**問い合わせ先** 困まちづくり推進室 ☎30-6117番 FAX22-1398番

9月・10月は、「自動車点検整備推進運動」月間です 「よく走る 愛車に感謝と 点検を」

自動車は、私たちの生活に不可欠なものとして、その役割は重要なものとなっています。自動車の不具合による交通事故や、公害の防止を図るために、自動車を適切に保守管理、日常点検整備を行い、定期点検

整備を受けましょう。問い合わせ先 滋賀県自動車整備振興会彦根・愛犬支部 ☎28-0557番、近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎077-58057250番、FAX077-584-2079番